

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地			△65,024	△65,024	価格改定
立木竹			△77	△77	価格改定
建物			△24,586	△24,586	価格改定
工作物			△1,680	△1,680	価格改定
計			△91,368	△91,368	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

補助金等の区分	交付先	支出額（百万円）	支出目的	連結対象の有無
日本私立振興・共済事業団負担金	日本私立学校振興・共済事業団		0 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）附則第17項に基づき厚生年金保険の被保険者であった期間をこの法律による加入期間とみなし、退職給付、遺族給付に要する費用の一部を負担。	無
厚生年金基金等給付費負担金	厚生年金基金連合会、厚生年金基金	115,280	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条の規定に基づき、厚生年金基金等の支給する年金給付費の一部を負担。	無

注記 13年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物、工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

50万円以上の重要物品については、厚生保険特別会計全体として管理を行っており、当勘定において所有するものを明確に把握できないため、勘定区分の財務書類においての計上は行わず、勘定を合算した財務書類において計上を行う。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 公的年金預かり金の計上基準及び差額の内容

(注) 公的年金預り金は、平成11年財政再計算(別紙参照)における当該年度積立金を計上することとした。

3. 各特別会計固有の表示科目

積立金

厚生保険特別会計法第8条の規定により、当該勘定において決算上生じた過剰は、積立金に積み立てている。

4. 歳出予算の繰越等

繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	<u>△1,964,055百万円</u>
ロ. 本年度繰越見合財源	_____
ハ. 前年度繰越見合財源	_____
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u>△1,964,055百万円</u>

5. 区分別収支計算書「本年度収支」と貸借対照表「現金預金」の関係

当勘定においては、平成13年度から年金資金運用基金へ運用寄託を行っているため、本年度収支は、現金・預金と運用寄託金の合計となる。

6. 他会計(勘定)から受入

イ. 一般会計より受入

「厚生年金保険法」及び「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)に基づく基礎年金拠出金等に対する国庫負担金

ロ. 国民年金特別会計基礎年金勘定より受入

「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に基づく基礎年金相当給付費財源の国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入金

ハ. 船員保険特別会計より受入

「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に基づく船員保険特別会計からの受入金

7. 他会計（勘定）への繰入

イ. 国民年金特別会計基礎年金勘定へ繰入

「国民年金法」等に基づく基礎年金給付等に要する費用に充てるための基礎年金拠出金の国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入金

ロ. 業務勘定へ繰入

「厚生保険特別会計法」第5条の規定に基づく福祉施設等財源及び年金資金運用基金出資財源の業務勘定への繰入金

附属明細書 13年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
3 共済未収金	NTT・JR・JT共済	784,028
年金返納金	受給者等	11,318

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	293,464	1,590	374	—	—	294,681
立木竹	1,994	4	9	—	—	1,989
建物	221,839	8,558	814	9,414	—	220,169
工作物	137,296	10,163	1,072	13,036	—	133,351
物品	—	—	—	—	—	—
建設仮勘定	4,019	7,270	8	—	—	11,281

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資金	1,017,529	—	7,376	61,553	—	—	963,352

出資金の明細

(単位：円)

出資先	特別会計 BS 額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資産	出資先・資本金	特別会計からの 出資額	出 資 割 合	純資産額によ る産出額	使用財務 諸表
年金資金 運用基金		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
総合勘定	99	43,719,703	43,719,280	423	100	99	99%	418	行政コスト 計算書
承継一般 勘定	963,253	8,752,259	7,891,910	860,349	1,014,654	963,253	95%	816,765	行政コスト 計算書
合計	963,352	52,471,963	51,611,191	860,772	1,014,754	963,352	95%	817,170	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	4,847,249

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	△65,024	—	—	△65,024	
立木竹	△77	—	—	△77	
建物	△24,586	—	—	△24,586	
工作物	△1,680	—	—	△1,680	
計	△91,368	—	—	△91,368	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

補助金等の区分	交付先	支出額 (百万円)	支出目的	連結対象の有無
厚生年金基金等給付費負担金	厚生年金基金連合会、厚生年金基金	119,693	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第84条の規定に基づき、厚生年金基金等の支給する年金給付費の一部を負担。	無

注記. 平成 11 年度財政再計算の概要 (厚生年金)

I. 厚生年金の財政方式

(1) 厚生年金の財政方式

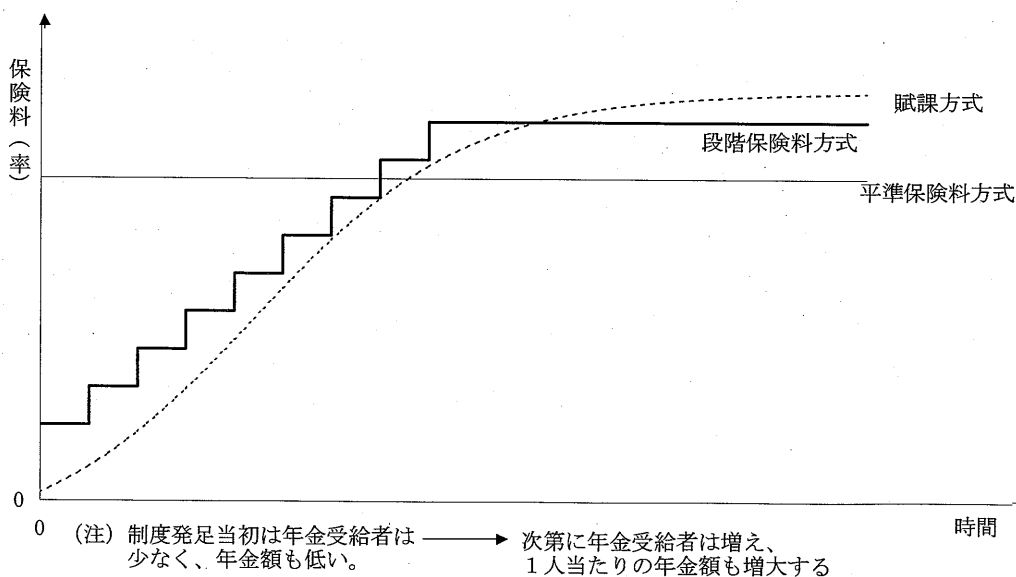
厚生年金においては、現在、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。厚生年金の場合、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和 23(1948)年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。

昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということことができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



(2) 保険料引き上げ計画と積立金の役割

厚生年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保

保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料率を賦課方式における保険料率よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料率のピーク時には、保険料率を6%程度（標準報酬ベース。以下同様）も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料率を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料率を引き上げる必要が生じるということを意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料率を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料率の引上げ幅を、厚生年金で5年ごとに2%、としている。

平成11年の改正制度では、厚生年金では、積立度合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）が、平成37（2025）年度で、3.7、平成62（2050）年度では、3.2となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料率計画、すなわち保険料率の引上げ幅や最終保険料率水準により決まってくる性格のものである。

II. 財政再計算の考え方

（1）財政再計算の位置づけ

厚生年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者（加入者）数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、厚生年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

（2）平成11（1999）年財政再計算の前提

平成11（1999）年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

①将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成9（1997）年1月）における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口（平成4（1992）年9月）と比較したものは、図表2のとおりである。